漁獲割当管理原簿(漁業法第20条関係) 〈大西洋〈ろまぐろ(西大西洋海域)〉

管理番号	管理区分	管理年度	漁獲割当割合設定者又は年次漁 獲割当量設定者の氏名又は名称	許可番号	漁船登録番号	船舶の名称	設定時又は 直近の漁獲 割当割合	漁獲割当割合の有効期間	設定時又は直 近の年次漁獲 割当量	漁獲割当割合の移 転、承継、取消し又 は削減の状況	年次漁獲割当量の 移転、承継、取消し 又は控除の状況
001	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	村田漁業株式会社	T第 1062号	MG1-2073	第八大功丸	9.70490%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	0.154t	-	別表2
002	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	住吉漁業株式会社	T第 1109号	KN1-733	第八十一住吉丸	13.43170%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	121.618t	_	別表2
003	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	住吉漁業株式会社	T第 1110号	KN1-726	第十住吉丸	13.43170%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	121.618t	-	別表2
004	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	住吉漁業株式会社	T第 1113号	KN1-756	第三住吉丸	13.43170%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	121.632t	-	別表2
005-1	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	南洋水産株式会社	T第 1114号	KN1-725	第五十二正幸丸	-	~	-	別表1	別表2
005-2	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	南洋水産株式会社	T第 1114号	KN1-713	第八東栄丸	13.43170%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	0.000トン	別表1	別表2
006	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	株式会社長久丸	T第 1157号	ME1-865	第十二長久丸	13.43170%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	108.058t	-	別表2
007	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	株式会社長久丸	T第 1159号	ME1-841	第三十五長久丸	13.43170%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	108.058t	-	別表2
008	大西洋くろまぐろ(西 大西洋海域)	令和7管理年度	株式会社合栄丸	T第 1167号	KO1-1089	第八十八合栄丸	9.70490%	令和7年8月1日~令和8年7月31日	99.154t	-	別表2

別表1:漁獲割当割合の移転、承継、取消し又は削減の状況(漁業法第21条、第23条及び第29条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第五十二正幸丸(005-1)

設定、移転、承継、取消し又は削減の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 削減	漁獲割当割合 (移転、承継又は 削減前)	漁獲割当割合 (移転、承継又は削 減後)	移転、承継、取消し又は削減の原因
令和7年7月15日	設定	-	13.43170%	
令和7年9月26日	移転	13.43170%	ı	第八東栄丸(005-2)への移転

別表1:漁獲割当割合の移転、承継、取消し又は削減の状況(漁業法第21条、第23条及び第29条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第八東栄丸(005-2)

設定、移転、承継、取消し又は削減の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 削減	漁獲割当割合 (移転、承継又は 削減前)	漁獲割当割合 (移転、承継又は削 減後)	移転、承継、取消し又は削減の原因
令和7年9月26日	移転	-	13.43170%	第五十二正幸丸(005-1)からの移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第八大功丸(001)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年7月15日	設定	-	91.558トン	
令和7年10月9日	移転	91.558トン	0.154トン	第十二長久丸(006)へ16.500トン、第三十五長久丸(007)へ16.500トン、第八十八合栄丸(008)へ33.000トンの移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第八十一住吉丸(002)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年7月15日	設定	-	91.558トン	
令和7年10月17日	移転	91.558トン	121.618トン	第八東栄丸(005-2)からの移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第十住吉丸(003)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年7月15日	設定	-	91.558トン	
令和7年10月17日	移転	91.558トン	121.618トン	第八東栄丸(005-2)からの移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第三住吉丸(004)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年7月15日	設定	-	91.558トン	
令和7年10月17日	移転	91.558トン	121.632トン	第八東栄丸(005-2)からの移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第五十二正幸丸(005-1)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年7月15日	設定	ı	91.558トン	
令和7年7月15日	控除	91.558トン	90.194トン	漁業法第28条の規定に基づく控除
令和7年9月26日	移転	90.194トン	ı	第八東栄丸(005-2)への移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第八東栄丸(005-2)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年9月26日	移転	-	90.194トン	第五十二正幸丸(005-1)からの移転
令和7年10月17日	移転	90.194トン	0.000トン	第八十一住吉丸(002)へ30.060トン、第十住吉丸(003)へ30.060トン、第三住 吉丸(004)へ30.074トンの移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第十二長久丸(006)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年7月15日	設定	-	91.558トン	
令和7年10月9日	移転	91.558トン	108.058トン	第八大功丸(001)からの移転

別表2:年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況(漁業法第22条、第23条及び第28条関係) <大西洋くろまぐろ(西大西洋海域)>:第三十五長久丸(007)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承 継、取消し又は 控除	年次漁獲割当量 (移転、承継又は 控除前)	年次漁獲割当量 (移転、承継又は控 除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和7年7月15日	設定	-	91.558トン	
令和7年10月9日	移転	91.558トン	108.058トン	第八大功丸(001)からの移転